（役員及び職員の地位）

第七十五条　エネルギー管理講習の業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令等）

第七十六条　経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第七十七条　経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条第三号に適合しなくなつたときは、第九条第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

2　経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この節の規定に違反したとき。

二　第七十条第二号に該当するに至つたとき。

三　第七十二条第一項の認可を受けたエネルギー管理講習業務規程によらないでエネルギー管理講習の業務を行つたとき。

四　第七十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第九条第一項第一号の指定を受けたことが判明したとき。

第七十八条　指定講習機関は、帳簿を備え、エネルギー管理講習の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第三十六条第一項中「第十三条第一項第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十八条第一号及び第八十八条第一項において同じ。）」を「第九条第一項第一号」に、「第十三条第一項第一号及び」を「同号、」に、「（第十八条第一項において準用する場合を含む。第八十八条第一項において同じ。）」を「、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項」に、「第九十四条」を「第百六十九条」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

（欠格条項）

第七十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項第一号の指定を受けることができない。

一　第七十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二　その業務を行う役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

（指定の基準）

第八十一条　経済産業大臣は、第九条第一項第一号の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　職員、設備、エネルギー管理講習の業務の実施の方法その他の事項についてのエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画が、エネルギー管理講習の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号のエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　一般社団法人又は一般財団法人であること。

四　エネルギー管理講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつてエネルギー管理講習の業務が不公正になるおそれがないものであること。

（エネルギー管理講習業務規程）

第八十二条　指定講習機関は、エネルギー管理講習の業務の実施に関する規程（以下「エネルギー管理講習業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　エネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3　経済産業大臣は、第一項の認可をしたエネルギー管理講習業務規程がエネルギー管理講習の業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節　エネルギー管理士

第三十五条第一号中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第五十八条」に改め、同条第三号中「第三十二条」を「第六十五条」に改め、第三章第二節中同条を第六十八条とする。

第三十四条第一項中「第二十五条」を「第五十八条」に、「第三十二条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第五十八条」に、「第三十二条」を「第六十五条」に改め、同条を第六十七条とし、第三十三条を第六十六条とする。

第三十二条第一項中「第二十三条第三号」を「第五十六条第三号」に、「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条第二項中「、第十条第二項」を「、第五十三条第二項」に改め、同項第二号中「第二十二条第二号」を「第五十五条第二号」に改め、同項第三号中「第二十四条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項第四号中「第二十四条第三項、第二十八条（第二十九条第四項」を「第五十七条第三項、第六十一条（第六十二条第四項」に改め、同項第五号中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第六十五条とする。

第三十一条第一項中「第二十三条各号」を「第五十六条各号」に、「当該各号」を「同条各号」に改め、同条を第六十四条とし、第三十条を第六十三条とし、第二十七条から第二十九条までを三十三条ずつ繰り下げる。

第二十六条第一項中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条を第五十九条とし、第二十五条を第五十八条とし、第二十四条を第五十七条とする。

第二十三条中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条を第五十六条とする。

第二十二条中「第十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条第一号中「第三十二条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同条第二号ロ中「第二十八条」を「第六十一条」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十一条中「第十条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第五十四条とし、第三章第二節中同条の前に次の三条を加える。

（エネルギー管理士免状）

第五十一条　エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

一　エネルギー管理士試験に合格した者

二　前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると経済産業大臣が認定した者

2　エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、経済産業省令で定める。